

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）10月12日付け令500第99号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）10月2日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、「[〇〇事務所]平成〇〇年か〇〇年頃に〇〇〇〇に口頭報告した件に関する全ての文書（メモ含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報の不存在を理由として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年（2023年）10月16日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

文書の保存期間については、山口県公文書取扱規程別表第4「保存期間の基準」により示されており、これに基づいて実施機関が定めることとされているが、この保存期間

の基準によると、通常口頭報告のような業務連絡であれば1年である（通知、届出、照会、回答、報告、進達等に関する文書で特に輕易なもの）。また、輕易なものでない報告に関する文書であっても5年と規定されている。

このことから、審査請求人の主張のとおり平成〇〇年か〇〇年頃に報告を受けた公文書が仮に存在していたとしても、開示請求時点である令和5年時点では文書の保存期間を経過し廃棄したため、実施機関が本件請求文書が存在しないとして不開示決定を行ったことは、不自然不合理であるとは言えない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年11月27日	実施機関から諮問を受けた
令和6年12月25日	事案の審議を行った。
令和7年 2月27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年2月27日現在)

※本件事案において、除斥となっている。